

**保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）一部見直し  
検討会（持ち回り開催）構成員の意見概要**

1. 意見照会期間 令和4年10月24日(月)～10月26日(水)
2. <構成員（五十音順、敬称略）>  
伊澤 昭治 大曲 貴夫 清水 淳子 田中 英夫  
多屋 馨子 藤井 祐子 細矢 光亮 渡辺 弘司
3. 検討会（書面開催）において、改訂案について構成員より意見等を拝受した。それら意見等は以下の通り。

**(1) 予防接種に関する記載について（資料3-1関係）**

- 多屋構成員：5歳以上11歳以下の小児への新型コロナワクチン接種に関する記載について、追加接種は、2回目の接種から5か月以上あけて接種することを入れておかないと、下記の生後6か月～4歳用のワクチンの接種間隔や、12歳以上用のワクチンと間違われてしまうのではないか。
- 多屋構成員：中学生以上の場合、接種医療機関（接種会場）が認める場合には、保護者が説明書を読み、予診票に保護者が自ら署名することによって、保護者の同伴がなくてもワクチンを接種することができる旨の記載を追記してはどうか。
- 多屋構成員：「図5 日本の定期/臨時/任意予防接種スケジュール（0～20歳）」について、生後6か月～4歳用の新型コロナワクチンが入っていない。新しく出た図に差し替えるか、あるいはこの図を削除してしまうかのどちらかが良いと思う。

**(2) 衛生管理に関する記載について（資料3-2関係）**

- 多屋構成員：絵本の消毒について、入れることは可能か。各現場ではどのようにされているのか。

**(3) 新型コロナウイルス感染症に関する情報（コラム）について（資料3-3関係）**

- 多屋構成員：潜伏期間の記載について、「新型コロナウイルス感染症の潜伏期間は約5日間、最長14日間とされているが、オミクロン株では潜伏期間が短縮されています。」となっているが、「最長14日間とされていますが」とすべき。

- 多屋構成員：オミクロン株の潜伏期間の記載について、「オミクロン株では潜伏期間が短縮されています。」としているが、「オミクロン株では中央値 2.9 日と潜伏期間が短縮されています」としてはどうか。
  
- 細矢構成員：31 ページ【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは】の 18 行目の記載に「～合併症が目立ち始め、極めて少数ながら入院患者や重症者、および死亡例も報告されています。」とあるが、確かに死亡者は少数だが、熱性痙攣重積や脳症、クループなどで中等症～重症の入院患者は増えていることから、「～合併症による中等症～重症の入院患者が増加しており、少数ながら死亡例も報告されています。」としてはどうか。
  
- 清水構成員：33 ページの「一時的にマスク着用を奨める取り扱いをしていた」ことに関する記載について、『状況により対応が変化すること』がより明確に伝わるよう、取り扱いのあった期間を追記してはどうか。また、可能であれば「この取扱いについて、令和 4 年 2 月の変更前の取扱いに戻したこと」も、加えてはどうか。

#### **（４）感染症が発生した場合の連携に関する記載について（資料 3-4 関係）**

- 多屋構成員：「感染予防や拡大防止に関する取組、報告等については、市区町村や保健所等、地域の関係機関と連携を図ることが重要である。」の記載について、通学区の学校や学童保育との連携も必要ではないか。また、（感染症発生時の報告）について、麻しん・風しんに関しは、「重篤度に関わらず」1 名でも発生した場合とした方が良い。

～以上～